

会 告 (I)

日本鉄鋼協会第 52 回秋季講演大会講演募集

今秋10月中旬広島市において開催の講演大会に於て講演御希望の方は下記要領お含みの上奮つてお申込み下さい。(開催日時は後でお知らせします)

- (1) 講演申込期日 昭和 30 年 6 月 20 日 の締切を励行いたします。
- (2) 講演申込先 東京都千代田区丸ノ内2の10 仲 14 号館1号日本鉄鋼協会宛
- (3) 申込用紙 ハガキ大の紙片に (a) 講演題目, (b) 講演者 (学位, 称号, 振仮名付氏名), 連名のときは実際の講演者に○印を附すること, (c) 幻燈の要否, 以上お書き下さい。
(講演時間は 20 分以内とします)
- (4) 講演前刷用原稿 申込と同時に講演前刷用原稿をお送り下さい。前刷原稿は協会所定の 400 字詰原稿用紙 6 枚以上 10 枚以内とし, 図表ある場合は この枚数内にて 3 個以内 とする (3 個で原稿用紙 5 枚に相当) 但し例えば Fig. 1 (a) (b) (c) (d) 等の並列図は紙面を多く取りますのでお避け下さい。詳細な図表は講演会場で発表して頂き後で論説として御寄稿の際に御添付願います。尚, 図面は寄稿規定に従つておかき下さい。(原稿用紙は 1 冊 30 枚綴り 30 円, 送料 8 円でお頒けします (原稿の冒頭には 講演題目 (英訳併記), 勤務先, 講演者氏名を明記して下さい。)
- (5) 講演前刷原稿の 図面及数表中 の文字は必ず欧文にてお書き下さい,
- (6) 講演前刷原稿は研究の 内容が予め充分了解出来るようにして特に研究の結論を詳細に御記載下さい。
- (7) この講演前刷は会誌『鉄と鋼』昭和 31 年 9 月号として刊行致しますので編集及び印刷の都合上締切後の受付は致しませんから 原稿は期日迄に必ず御送付願います。
- (8) 講演される方は会員に限りますので, 会員外の方で講演御希望の方は入会の手続終了後御申込み下さい。

会 費 改 正 に つ い て

去る 4 月 1 日開催の第 41 回通常総会において次の通り会費の改正が議決されました。

正会員 1ヶ年金 1,200円。 学生会員 1ヶ年金 800円

昭和 31 年 7 月 1 日より実施

本年度会費未納の方は下半期分としてそれぞれ金 100円を追加お払込み下されたく, 又既に御払込み済の方には後日追加分請求いたしますから, 御諒承願います。

会 告 (II)

定款及び定款施行細則変更について

本会定款は去る4月1日開催の第41回通常総会において、又定款施行細則は2月17日開催の評議員会において下記の通り議決変更せられ来る7月1日より施行せられることとなりましたので、御通知申し上げます。

社団法人 日 本 鉄 鋼 協 会 定 款

第1章 総 則

第1条 本会は社団法人日本鉄鋼協会という。

英文では The Iron and Steel Institute of Japan と表示する。

第2条 本会は事務所を東京都千代田区丸の内2丁目10番地仲14号館1号内に置く。

第3条 本会は鉄および鋼に関する学術技術そのほか一切の問題を研究調査し、わが国における鉄鋼業の振興発達を期することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会誌、図書の刊行
 2. 講演会、研究会、見学会、そのほか集会の開催
 3. 調査、研究、建議、そのほかの公益事業
 4. 奨励および表彰
 5. そのほか本会の目的を達成するために必要な事業
- 前項の事業は、ほかの団体などと共同して行うことができる。

第5条 本会は理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 会 員

第6条 次のものは本会の会員となることができる。

1. 鉄鋼に関係ある技術者、研究者
2. 鉄鋼の製造者、加工者
3. 鉄鋼の販売者
4. 鉄鋼の需要者
5. 製鉄原料の供給者
6. そのほか鉄鋼に関係ある篤志者。

第7条 会員を分けて名誉会員、賛助会員、維持会員、正会員、学生会員および外国会員とする。

第8条 名誉会員はわが国の鉄鋼業に関し功績名望あるもののうちから理事会および評議員会の議決を経て会

長が推挙する。

第9条 賛助会員は本会の目的に賛成して多額の寄付をしたもの、またはとくに本会に対し功労のあつたもののうちから、理事会の議決を経て会長が推挙する。

第10条 維持会員は理事会の承認を経て入会する団体またはその代表者であつて、本会の目的に賛成し会費として毎年1口以上の維持資金を納めるものとする。維持資金1口の金額は5,000円とする。

第11条 正会員は理事会の承認を経て入会する個人または団体であつて、入会金200円、年会費1,200円を納めるものとする。

第12条 学生会員は理事会の承認を経て入会する学生であつて、入会金100円、年会費800円を納めるものとする。

第13条 外国会員は理事会の承認を経て入会する外国在住の個人または団体であつて、入会金360円、年会費2,160円を納めるものとする。

第14条 名誉会員、賛助会員および維持会員はそれぞれ第11条の規定にかかわらず正会員の資格をもつものとし、かつ正会員としての会費を納めることを要しない。

第15条 会員の権利、特権はそのものに専属するもので他に移転することができない。

第16条 会員は次の理由によつてその資格を失う。

1. 退会
2. 禁治産および準禁治産
3. 死亡、失踪宣告または本会の解散
4. 除名

第17条 会員であつて、本定款または本会規則に違背しもしくは本会の体面を汚す行為があつたと認められるものは理事会および評議員会の議決により、また会費を滞納したものは理事会の議決により、除名することができる。

第18条 退会したものの、または除名されたものはいかな

る理由があつてもすでに納めた会費の返還を求めることができない。

第3章 役員

第19条 本会に次の役員を置く。

1. 理事 11名 (うち会長1名, 副会長2名)
2. 監事 2名
3. 評議員 150名以内

東京都およびその附近に在住の理事は少くとも9名とする。

第20条 会長, 副会長は理事の互選によつて定める。

副会長のうち1名は東京都およびその附近以外に在住する理事のうちから選ぶものとする。

理事, 監事, 評議員は互に兼任することができない。

第21条 理事は総会において正会員のうちから正会員が選挙するものとし, その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。

理事は重任することができない。

第22条 監事は総会において東京都およびその附近に在任する正会員のうちから正会員が選挙するものとし, その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。

監事は重任することができない。

第23条 評議員は総会において正会員のうちから正会員が選挙するものとし, その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。

第24条 理事, 監事, 評議員は毎年その半数を改選する。

第25条 役員中欠員を生じたときは次の通常総会において補欠選挙を行う。ただし必要あるときは評議員会において補欠選挙を行うことができる。

補欠のため選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第26条 役員は任期満了後であつても後任者の就任するまではその職務を行うものとする。

第27条 会長は本会を代表し, 会務を総理し, 総会, 評議員会, 理事会を招集してその議長となる。

第28条 副会長は会長を補佐し, 会長に事故あるとき, または欠けたとき, 会長が前もつて指名した順序によつて代理する。

第29条 会長, 副会長以外の理事は互選をもつて次の職務を分掌する。

1. 庶務
2. 会計
3. 編集

4. 企画

第30条 監事は民法第59条の職務を行う。

第31条 理事は理事会を組織し, 本定款に定める事項を議決し執行する。

第32条 前に会長であつたものは前会長と称し, 評議員会および理事会に出席して意見を述べる事ができる。

第4章 会議

第33条 通常総会は毎年1回会計年度終了後2月以内に開く,

臨時総会は評議員会の議決または正会員10分の1以上の請求により開く。

第34条 総会を招集するには少くとも10日以前に会議すべき事項, 日時および場所を示し, 会誌または書面をもつて会員に通告する。ただし総会において出席正会員4分の3以上の同意あるときは前もつて通告しなかつた事項について議決することができる。

第35条 総会は正会員10分の1以上の出席をもつて成立する。ただし出席することのできないものはほかの正会員に委任し表決権を行わしめることができる。

第36条 総会の議決は本定款に別段の定めがある場合を除くほか, 出席正会員および前条の表決権を加えたものの過半数による。可否同数のときは議長の決するところによる。

第37条 評議員会は理事会の議決または評議員10名以上の請求により, もしくは会長が必要と認めるとき開く。

第38条 評議員会は評議員, 理事および支部長をもつて組織する。

監事は評議員会に出席し説明を求め, 意見を述べる事ができる。

第39条 評議員会は半数以上の出席をもつて成立する。ただし出席することのできないものはほかの出席員に委任し代理せしめることができる。

評議員会の議決は第36条の規定に準ずる。

第40条 理事会は随時会長が招集する。ただし会長は, 理事現在総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には, その請求のあつた日から7日以内に招集しなければならない。

第41条 理事会の議事は, 本定款に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数で決し, 可否同数のときは議長の決するところによる。

第 5 章 資産および会計

第42条 本会の資産は、会費、寄附の金品、財産から生ずる果実、事業に伴う収入そのほかの収益から成る。

第43条 本会に基本財産を置くことができる。

基本財産は理事会および評議員会で編入の議決をしたもの、および基本財産に指定された寄付金で構成し、理事会および評議員会の議決によつて定められた方法により会長が管理する。

第44条 基本財産は消費した担保に供してはならない。ただし本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第45条 本会の予算は、理事会および評議員会の議決を経て、総会の承認を受け、文部大臣に届け出なければならない。

第46条 本会の決算は、その年度末現在の財産目録、事業報告書および会員異動状況書とともに理事会、評議員会および総会の承認を受け、文部大臣に報告しなければならない。

第47条 本会の目的に賛成し、寄付をしようとするものがあるときは理事会の議決を経て受取ることができる。

第48条 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終る。

第 6 章 支 部

第49条 支部に支部長およびそのほかの支部役員を置く。支部役員の選任そのほか支部に関する事項は支部規則をもつて定める。支部規則の設定は理事会の議決を経て、会長の承認を要する。その変更についてもまた同じ。

第 7 章 事 務 局

第50条 本会の事務を処理するため事務局を設け理事会の決定する職員を置くことができる。

第 8 章 定款の変更ならびに解散

第51条 本定款を変更するには理事会、評議員会および総会のおの3分の2以上の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければならない。

第52条 本会の解散は、理事会、評議員会および総会のおの4分の3以上の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければならない。

第53条 解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会のおの4分の3以上の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

附 則

第54条 本定款の施行に必要な事項は施行細則をもつて定める。

施行細則の設定および変更は理事会および評議員会で議定する。

第55条 本定款は昭和31年7月1日から施行する。

昭和31年6月末日に賛助会員であつたものは第9条の規定にかかわらず賛助会員とする。

本定款の施行に伴い増加する役員の選挙は、昭和32年度通常総会において行う。

昭和31年度通常総会において再選される理事の任期は第21条の規定にかかわらず、就任後第1回の通常総会の終るまでとする。

昭和32年度通常総会において選挙される増員評議員の半数の任期は第23条の規定にかかわらず、就任後第1回の通常総会の終るまでとする。

社団法人 日本鉄鋼協会 定款 施行細則

第 1 章 会 員

第12条および第13条に定める入会金および会費を納めなければならない。

第3条 学生会員が学籍を去つたときはただちに正会員となる。

この場合入会金の納付を要しない。

第4条 退会せんとするものは書面をもつてその旨を本会に申し出なければならない。

退会申出者に会費の滞納あるときは期間を定めて納付を催告し、指定の期間内に納めなかつたときは除名す

第1条 正会員として入会を希望するものは正会員の紹介をもつて所定の申込用紙により本会に申込みなければならない。

学生会員として入会を希望するものは、所属学校の正会員の紹介をもつて所定の申込用紙により本会に申込みなければならない。

第2条 入会承認の通知を受けたものは、定款第11条

る。

第5条 会員が住所を移転し、勤務先を変更し、学校を卒業または退学もしくは氏名を変更したときはただちにその旨を本会に通知しなければならない。

第2章 役員および委員

第6条 評議員、理事、監事の改選については、理事会の提案に基づき前もつて評議員会において候補者を推薦し総会の日より少くとも10日前に正会員に通知し参考に供するものとする。

第7条 役員は名誉職とする。ただし旅費を支給することができる。

第8条 会長は会務処理のため理事会の議決を経て会員のうちから事務局長、常置委員を選任し依嘱することができる。

第9条 事務局長は会長の指揮を受け会務を処理する。

第10条 常置委員は次の通りとする。

常務委員 若干名

編集委員 若干名

企画委員 若干名

常務委員は理事の職務を補佐する。

編集委員は会誌の編集そのほか一切の編集事務を処理する。

企画委員は事業運営の企画に当る。

常置委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない

第11条 会長は研究調査のため必要に応じ理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

委員は理事会の選考を経て会長が依嘱する。

委員会は依嘱された事項につき研究調査をなし、その結果を理事会に報告しなければならない。

第3章 会 議

第12条 監事は理事会に出席し、説明を求め意見を述べることができる。

支部長、事務局長および常務委員は理事会に出席し、

協議にあずかることができる。

第13条 会長は必要に応じ支部長会議を開催する。

第4章 事 業

第14条 本会は会誌「鉄と鋼」を定期に発行し会員に頒布する。

会誌のほか有益な図書を刊行して会員に頒布し、または一般に発売することができる。

第15条 講演会、研究会そのほかの会合は理事会の議決により、随時に場所を定めて開催する。

第5章 会 費

第16条 会費の計算は暦年による。

第17条 会費は毎年12月に1年分を前納しなければならない。ただし毎年12月および6月の2回に分け、おのおの6月分を前納することができる。

新に入会した者については月割をもつて次の徴収期までの分を徴収する。

第18条 会費滞納3月におよぶものには会員の資格を停止し、会誌の発送を中止することができる。

第6章 支 部

第19条 支部の経費は各支部の負担とする。ただし各支部区域における会員の会費総額の10分の1以内をもつてその経費を補助することがある。

支部が補助金を受けようとするときは、事業計画ならびに予算を添付し補助金交付の申請をしなければならない。

第20条 支部長は支部役員の選任、退任、支部規則の改正、毎年度の事業ならびに決算の報告をなし会長の承認を求め、そのほか重要な事項については速かに報告しなければならない。

附 則

本定款施行細則は昭和31年7月1日から施行する。

会 告 (III)

会員拡大運動についてのお願い

本会は、創立以来鉄鋼に関する学術技術の諸問題を研究調査し、わが国鉄鋼業の振興発達に多大の寄与をなしてきましたのでありますが、更にその設立の目的に従い、使命の達成を期するために、鋭意会誌「鉄と鋼」の改善を実施するとともに、研究会、講演会、講習会その他の諸事業の推進に努めておりますことは御承知の通りと存じます。しかしながらこれらの企画を継続実施するためには優秀なる会員を多数結集し、協会組織の拡大強化を実現することが何よりも必要であると存じます。よつて本会は今回各地方支部の熱心なる協力の下に下記の通り会員拡大運動を展開することと致しました。会員諸賢には何卒以上の趣旨を御諒解下さいまして一人でも多くの新会員の入会につき御勧誘、御斡旋下さるようお願いいたします。

昭和31年5月

日 本 鉄 鋼 協 会

記

1. 運動期間 昭和 31 年 5 月～7 月

2. 特 典 期間中の入会者には特に入会金（正会員 200 円、学生会員 100円）を免除します。

「入会申込書」を5月号本誌に綴りこんでありますから御利用下さい。なお申込書は必要部数を御申越し次第お送りいたします。

日 本 鉄 鋼 協 会 入 会 案 内

入会の手続き

入会申込書各欄にそれぞれ御記入の上御申込下さい。

適当な紹介者がいない場合は当会で斡旋しますから紹介者欄は空白のままお送り下さい。

入会金 正会員 200 円 学生会員 100円（5月～7月の運動期間中免除）

会 費 正会員 年額 1,000円 学生会員 年額 600 円（7月より正会員 1,200 円 学生会員 800 円に改正実施）

維持会員 年額1口につき 5,000 円

なお入会金と会費の払込は申込書受理の上入会承認書とともに御通知いたしますから、その上で御払込下さい。

会員の資格 在学中（大学院学生を含む）の方以外はすべて正会員となります。

在学中の学生生徒の方は学生会員となります。但し学籍をはなれた場合はその時から正会員となり、会費もその時から正会員会費を払込むこととなります。

卒業又は学籍からはなれた場合は速かに本会に通知して下さい。

会社、団体の入会は原則として維持会員となつております。

維持会員は1団体何口でも差支えありません、但し1口につき会誌毎号各1冊を無料で配布を受けます。

会員の利益 会員は機関誌月刊「鉄と鋼」を毎号無料で配布を受けます。

本会の編集になる出版物は優先的に御入手出来ます。

本会主催の講演会、講習会及び見学会その他の会合に出席することが出来ます。

質疑その他種々の相談についても自由に申入れることが出来ます。

本会には本部事業の外に各地に支部があり、支部において種々の事業が運営されております。支部地区在住の会員は支部の諸行事にも参加することが出来ます。

会 告 本会から会員への連絡は会告を以つてしますから不断会誌会告欄に御注意下さい。

団体会員 多数会員の所属される団体には幹事がおられて会誌並びに会費の一括取扱いやその他の連絡をとつて頂いております。

入会の際幹事の氏名をお知らせしますから、一応貴方からも幹事迄申入れて下さい。

会員バッヂ 本会の行事に出席の際は会員証として必ず佩用することになっております。入会の際お申込み下さればお預ちします（突費 50円 送料 10円）

會 告 (IV)

日本学術会議第4期会員選挙について

本年12月10日に行われる標記選挙につき、日本学術会議中央選挙管理会より下記事項の周知方依頼がありましたので会員各位へお知らせ致します。

I. 選挙・被選挙権をもつためには

本年12月10日日本学術会議第4期会員の選挙が行われるが、選挙権を行使し又は選挙されるためには登録カードを提出し、本管理会で認定されなければならないこと。

II. 登録用カード用紙について

(1) 当管理会からは

(イ) 前回(昭和28年)の有権者名簿に登録した者のうち、当時大学・研究機関に勤務していた者に対しては、その勤務先を通して登録用カード用紙を送付すること。

(ロ) 前回の有権者名簿に登録した者のうち、(イ)以外の者に対しては直接本人に登録用カード用紙を送付すること。

(2) 当管理会に対しては

(イ) 前回(昭和28年)の有権者以外の者で登録を求めようとする者のうち、現在、大学・研究機関に勤務する者はなるべくその所属機関を通して本管理会へ登録用カード用紙を請求すること。

(ロ) (イ)以外の者は直接本人から本管理会へ次の様式により葉書で登録用カード用紙を請求すること。

登録用カード用紙請求書
氏名(必ずふりがなを付すこと)
現住所
勤務先・職名

註: 葉書を縦にして横書きのこと。

III. 登録期間

登録用カードを提出する期間は5月1日から7月20日までであること。

追つて今回は選挙規則が改正されたため、選挙運動が制限されております。日本学術会議第4期会員選挙説明書をよくお読みの上御注意下さい。

前回までの有権者もあらためて全部登録して下さい。

会誌別刷の件について

会誌“鉄と鋼”掲載論文の別刷は従来その部数に応じて実費を頂いていましたが、本年5月号の分より20部だけは著者に贈呈することに致します。贈呈部数以上御要求の場合は下記の実費を頂きます。但し贈呈の分には経費の都合上表紙は付けません。

	別 刷 料 金 表 (1 篇 1 部 につき)
	論 文 技術資料
50部までの部数	30 円 45 円
51部以上200部までの部数	20 円 30 円
201部以上の部数	10 円 15 円

備考: 例えば論文1篇 250 部の場合は (30円×50) + (20円×150) + (10×50) = 5,000円という計算になります。